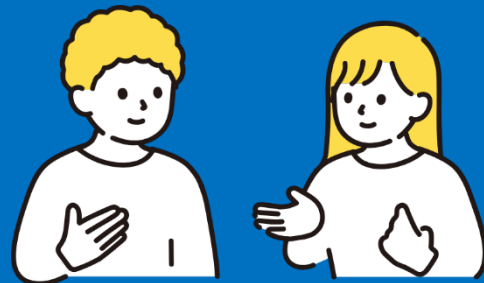


県内企業の外国人材の活躍を支援します！

外国人材日本語習得等 支援事業費補助金



◆富山県では、県内企業における外国人材の活躍を支援するため、日本語能力向上等のために実施する研修について、費用補助を行っています。

支援のあらまし

対象者

県内で外国人材を雇用する企業等、技能実習生の監理団体又は登録支援機関、その他、技能実習生等の外国人材の活躍を支援するため、日本語能力向上のための研修を実施しようとする団体

補助対象

県内企業等で雇用される外国人材に対して実施する日本語研修等

- ・自らが実施する又は他の者に委託して実施するもの
 - ・日本語教育機関等が実施する日本語研修に参加させるもの
- ※日本語研修に加え実施するキャリア形成のための研修も対象となります。
※県が（公財）とやま国際センターに委託して開催している日本語教室への参加費等は補助対象外です

【研修の条件】

- 全課程の研修時間が20時間以上であること
- 監理団体又は登録支援機関が実施する場合は、費用の全部または一部について企業から負担を求める研修等ではないこと。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと

対象経費

日本語研修に要する経費のうち、会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費等

補助額

- ・補助率：補助対象経費の1/2
- ・上限額：15万円/1企業・団体

対象期間

補助金交付決定の日から令和9年2月28日（日）までに実施された日本語研修

申請先

郵送又は電子メールにより、下記申請先まで申請書をご提出ください。
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県外国人共生社会推進課 外国人材日本語習得等支援事業費補助金 担当
E-mail: atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp
※予算額に達した場合は、受付を終了する場合があります。

→ 補助要綱、申請書類など詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

富山県 日本語習得 補助金

検索



【申請・問い合わせ先】

富山県 地方創生局 外国人共生社会推進課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL: 076-444-8873 E-mail: atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp